



☆ あなたもスマイルロード・サポーター



宮城県では、県が管理する道路等において、ボランティアで清掃や除草等の美化活動を行う個人、企業、団体等に対し、「スマイルロード・サポーター」を始めとするスマイルサポーターに認定するアドプト・プログラムを推進しています。これを機会に地域の皆様のより一層の御参加をお待ちしております。

○アドプト・プログラムとは

「アドプト (Adopt)」とは英語で「養子縁組する」という意味です。ボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業等が、自治体とお互いの役割について協議し、「里親」として、道路等の一定区間について「養子縁組」し、我が子のように愛情を持って継続的に面倒を見ること（清掃等の美化活動を行うこと）であり、1985年にアメリカで生まれました。

宮城県のアドプト・プログラムとしては道路のスマイルロード・プログラムが平成13年（2001年）に先頭を切って取組みがスタートしました。

○スマイルロード・サポーターの仕組み

県が管理する道路において、ボランティア活動に意欲を持つ地域住民等が定期的に清掃や緑化等の美化活動を行うものであり、活動前にスマイルロード・サポーターと市町村、宮城県の三者でお互いの役割分担を盛り込んだ覚書を交わしています。

（令和2年12月1日現在の仙台土木事務所管内のサポーター数：98）

○県の役割

県は、スマイルロード・サポーターの構成員の方が万が一の場合に備え、ボランティア保険に加入します。また、歩道に植樹帯等のあるところについては、希望によりサポーターの名称等を記した表示板を設置します。さらに、ホームページ等でその活動をPRするとともに、道路での利用者のマナー向上にもつなげていきます。

○市町村の役割

地元市町村によって現実の対応は異なりますが、回収ゴミの受け入れ等をお願いしています。また、情報提供等、県と連携し、スマイルロード・サポーターの活動を支援します。

—— スマイルロード・サポーターに関するお問い合わせ・申し込み先 ——

〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4丁目1-2

宮城県仙台土木事務所 総務部 行政第一班

TEL 022-297-4117 FAX 022-299-0408 E-mail sddbks@pref.miyagi.lg.jp



☆スマイルロード・サポーターに関するQ&A



Q1	◆個人でもサポーターになれますか？
A1	◎道路の場合、団体（NPO、町内会、商工会等）に限らず、人数に制約はないため、個人でも可能です。
Q2	◆活動区間や活動回数には決まりがありますか？
A2	◎対象区間については、個人は概ね100m、団体は概ね500m程度を目安に活動をお願いしています。また、活動回数については、年度途中開始の認定年度は別として概ね年4回以上を目安としてお願いしています。なお、仙台市内の県道の管理者は県ではなく政令市である仙台市になりますので、御留意願います。
Q3	◆認定を受けるとどのようなメリットがありますか？
A3	◎希望により県が設置する表示板や活動状況の土木事務所ホームページ掲載に伴うPR等により、道路利用者のマナー向上やゴミのポイ捨て禁止の啓発にも寄与でき、社会貢献をアピールすることができます。また、自分達が暮らす地域への「愛着」や「誇り」が増して、何よりも「やりがい」が生まれ、ボランティア活動に対する自らの参加意欲を高めることができるとともに、地域コミュニティの形成・活性化等も期待されます。さらに、県の建設工事に係る競争入札の参加登録及び宮城県建設工事に係る総合評価落札方式において、入札参加登録資格審査時の評価が高まります。
Q4	◆申込みにはどのような書類が必要になりますか？
A4	◎スマイルサポーター認定申込書、実施予定表、構成員名簿、団体の規約等を提出していただきます。
Q5	◆認定までのフローはどのようになりますか？
A5	◎認定申込後、県と市町村とで協力体制等について、書面で協議を行います。その後、申込者と県及び地元市町村の三者で覚書を交わし、サポーター認定証を交付させていただきます。
Q6	◆認定までにどの位の期間がかかりますか？
A6	◎通常、申込みから認定まで少なくとも2ヶ月程度が見込まれます。よって、申込みの際に必要な実施予定表については、このことを踏まえて作成していただくこととなります。
Q7	◆認定後、活動継続にあたり何か手続きは必要になりますか？
A7	◎覚書上、認定期間は年度末までの最大1年間となっておりますが、翌年度以降も継続いただける場合、当該年度の実施報告書と併せて、翌年度の継続実施予定表及び構成員名簿を毎年、4月中旬の所定の期限までに提出いただきます。
Q8	◆サポーターとして活動できなくなった場合、何か手続きはありますか？
A8	◎何らかの事情で活動ができなくなった場合、例えば、年度末で活動をやめる際は、翌年度当初までに提出いただく当該年度の実施報告書と併せて、覚書解除届を提出していただくこととなります。

※御質問があれば、お気軽に当事務所にお問い合わせいただくとともに、申込みを希望するにあたっては、活動区間が重ならないよう調整が入る場合等がありますので、必ず事前に当事務所に御連絡の上、来所いただき、御相談等ください。